

事務連絡
令和4年8月30日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠において、下記のとおり、実施事業者に対する禁止事項等を定めることとし、実施要領を改正しましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 実施事業者に対する禁止事項等について

無料検査事業は、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるための検査を無料で広く実施する事業であり、各都道府県においては、検査拠点整備に当たり、拠点の地理的分散等にも留意しつつ、事業の適正な実施体制を確保した上で、地域の検査ニーズに対応して事業を実施していただくこととしています。

このような制度趣旨に照らし、実施事業者が不相当と認められる行為を行うことを禁止する旨を明確化するとともに、実施事業者がそのような行為を行っている場合又は行っていると疑われる場合については、都道府県において調査等の必要な措置を講ずることとし、本日（令和4年8月30日）付で別紙1のとおり実施要領を改正し、同年9月5日から適用することとしましたので、各都道府県は実施事業者にも周知いただくとともに適切にご対応いただきますようお願いいたします。

これに伴い、同日以後は、令和4年1月14日付事務連絡の「3. 一般検査事業における検査結果通知書等の取扱いについて」は、適用しないこととします。

<関係資料一覧>

別紙1 実施要領

別紙2 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第8版）